

日曜開庁の廃止のお知らせ

長年にわたり、平日、役場に来ることが困難な人のために、日曜日に窓口業務で利用頻度の高い一部の業務を取り扱ってきましたが、利用者の減少などにより令和3年3月末を以て廃止することとなりました。なお、今後のスケジュールは次のとおりです。

- 開庁日** 令和2年12月 毎週日曜日（これまでどおり）
令和3年1月～3月まで **最終日曜日のみ**開庁
1月31日(日)、2月28日(日)、3月28日(日)
- 開庁時間** 午前8時30分～午後5時15分



平日、来庁出来ない人は、下記の方法にて取得などが可能です。

住民票関係の証明書・町税関係証明書

- 委任状による請求（ご本人が窓口に来られない場合、委任状を作成し代理人に依頼する方法です）
- コンビニ交付サービス

印鑑証明書

- 代理人に依頼する時は、印鑑登録証（カード）を持参させてください。実印・委任状は不要です。
- コンビニ交付サービス

戸籍関係証明書

- 委任状による請求（ご本人が窓口に来られない場合、委任状を作成し代理人に依頼する方法です）
- 郵送による請求（交付請求書、本人確認書類 [コピー]、定額小為替[手数料分]、返信用封筒を用意し、郵送にて請求する方法です）

町税等の納付

- コンビニ窓口などにて納付できます。
- ※委任状は、窓口に来られないご本人（委任する人）が自筆で記入してください。
 - ※コンビニ交付サービスを利用するためには、事前にマイナンバーカードを取得する必要があります。
 - ※戸籍関係証明書（謄抄本）は、コンビニ交付サービスでは取り扱っておりませんのでご注意ください。
 - ※戸籍に関する届書の受領は、従来どおり24時間受付します。詳しくはお問合せください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

国民年金だより

免除された国民年金保険料を追加で支払いできます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

- 追納を行う場合は、申し込みが必要です。
追納の手続きは年金事務所です。承認した場合には納付書を発行します。追納の場合は納付書での支払いとなり、口座振替ならびにクレジット納付は利用できません。
- 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
(例：令和2年12月に追納できるのは平成22年12月分から)
- 承認などをされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。
- 保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
※追納額は免除の種類（全額・3/4・1/2免除など）により追納額が異なりますので、石巻年金事務所にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

【日時】 令和3年1月13日(水) 午前10時～午後3時30分
【場所】 役場1階会議室

- ※事前予約が必要です。石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
- ※年金に関する相談事がありましたらご利用ください。
- ※新型コロナウイルス感染予防の為、マスクを着用願います。



あらゆる納税教室

各種申告相談受付窓口などへのご案内

住宅借入金等特別控除の申告相談窓口について

★住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や増改築などをした人を対象に「住宅借入金等特別控除の申告相談窓口」を設置します。
参加希望の人は予約が必要となります。



- 受付期間：第1部 令和3年1月19日(火)～1月22日(金) 午前9時～11時まで 午後2時～5時まで
第2部 令和3年1月25日(月)～1月27日(水) 午前9時～11時まで 午後2時～5時まで
- 受付場所：南三陸町役場 町民税務課 窓口 ☎46-1372
- 予約期間：第1部 令和3年1月12日(火)～1月21日(木) 午前9時～午後5時まで ※土日祝日を除く
第2部 令和3年1月18日(月)～1月26日(火) 午前9時～午後5時まで ※土日祝日を除く

住宅借入金等特別控除は、個人が金融機関からの住宅ローンなどを利用して、居住用の家屋の新築もしくは取得または増改築などをした場合で、一定の要件を満たす場合（6カ月以内にその者の居住の用に供し、かつ、その年の12月31日まで引き続きその者の居住の用に供している場合など）において、毎年の年末時点のローン残高の一定割合をその年分の所得税額から控除する制度です。

住宅借入金等特別控除を初めて受けるときは、自分で作成する書類や自分で揃える書類がとても複雑です。このため、町民税務課窓口にて住宅借入金等特別控除の申告相談を行いますので、**必ず事前に来庁し、必要書類の確認を受けてください。事前に必要書類の確認を受けていない人は、町の申告会場では受付できませんので、税務署にて確定申告をしていただくようになります。**

給与収入・年金収入のみの人を対象とした申告事前受付の開催について

★新型コロナウイルス感染症対策として、密集・密接・密閉を防ぐために、**世帯の収入が給与・年金のみの人を対象**とした「令和3年度申告事前受付」を開催します。**参加希望の人は予約が必要となります。**

- 受付期間：第1部 令和3年2月3日(水)～2月5日(金) 午前9時～11時まで 午後2時～4時まで
第2部 令和3年2月8日(月)～2月10日(水) 午前9時～11時まで 午後2時～4時まで
- 受付場所：役場第2庁舎 2階大会議室 ☎46-1372
- 予約期間：第1部 令和3年1月20日(水)～2月4日(木) 午前9時～午後5時まで ※土日祝日を除く
第2部 令和3年1月25日(月)～2月9日(火) 午前9時～午後5時まで ※土日祝日を除く

密集・密接・密閉を防ぐために、1日の受付人数を最大40人とした、先着順の完全予約制となっています。受付人数が定員に達し次第、予約受付を終了しますのであらかじめご了承ください。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

国民健康保険税……………第7期
介護保険料……………第6期
後期高齢者医療保険料…第6期

納付期限
(令和3年)
1月4日(月)

口座振替日
(令和2年)
12月25日(金)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372